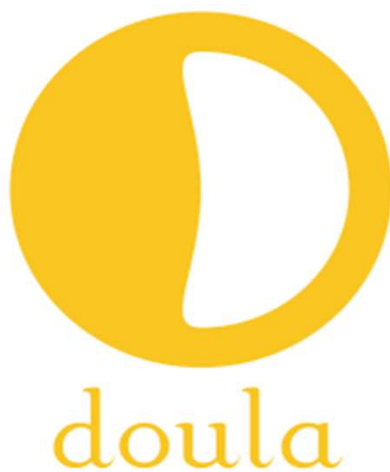


2019年度版
育児家事支援業務賠償責任保険制度のご案内
(ドゥーラの期間オプション向け)
施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



保険期間

2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時

*中途加入の場合は、毎月1日午後4時～2020年4月1日午後4時

申込締切(必着)

新規・更改時：ドゥーラ協会指定の締切日まで

中途加入時：補償開始月の前月15日※土日祝日の場合は前営業日まで

一般社団法人ドゥーラ協会

(2019年2月承認) A18-104689

1. ご加入いただける方

次の①、②の両方の条件を満たす方

- ① 一般社団法人ドゥーラ協会から産後ドゥーラの認定を受けている方
- ② 次の資格をお持ちの方
保育士、幼稚園・小学校教諭、子育て支援員、
看護師、保健師、助産師
公益社団法人 全国保育サービス協会『認定ベビーシッター』

2. 保険の内容

本制度はドゥーラの期間オプションのお仕事中に第三者の身体に障害を与えたり、その財物を損壊させた場合で、被保険者（保険の対象になる方）に法律上の損害賠償責任が生じたときに、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金の範囲内でお支払いします。

* 法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた賠償金は、保険金のお支払い対象になりません。

3. お支払いする主な事故（例）

以下の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者（補償の対象になる方）が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償の種類	お支払する主な事故	主な例
【施設所有 (管理)者賠償】	<p>① 期間オプション中の業務が原因で生じた事故</p> <p>② 建物や設備等の所有、使用または管理上の不備が原因で生じた事故</p>	<p>○ 調理中にやかんの熱湯がお子様にかかってしまいやけどをさせてしまった。</p> <p>○ 利用者宅の清掃中、飾ってあった花瓶を割ってしまった。</p> <p>○ 保育園の送迎中、お子様の手を強く引いてしまい転倒させ腕にケガを負わせてしまった。</p> <p>○ 公園で目を離した際にお子様かブランコから落下し足を骨折してしまった。</p> <p>○ 利用者宅の自転車に乗って転倒しお子様をケガさせてしまった。</p>
【生産物賠償】	<p>期間オプションの業務完了後、その仕事の結果によって発生した事故</p>	<p>○ 調理した食事が原因で、お子様とご両親が食中毒になってしまった。</p> <p>○ 階段を雑巾がけした際に水が十分に拭き取れておらず、お子様が階段で滑って転倒し腰を打撲してしまった。</p>
【受託者賠償】	<p>利用者から預かった物（受託物）を管理している間に、火災、盗難、取扱上の不注意などにより損壊したり盗まれたりした事故</p>	<p>○ お子様と遊ぶため・送迎等で家にあるものを持ち出した際、外で落として壊してしまった。</p> <p>○ 借用した掃除機を使用中、誤って掃除機自体を壊してしまった。</p> <p>○ 利用者宅の自転車に乗って送迎をした際に自転車を破損してしまった。</p>

4. お支払する保険金

	お支払いする保険金
【施設所有 (管理)者 賠償】	<p>①損害賠償金 ・身体賠償…治療費、休業損失、慰謝料 ・財物賠償…修理費、再調達費など（注1）</p> <p>②被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用</p> <p>③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（あいおいニッセイ同和損保の事前承認が必要です）</p> <p>④人格権侵害補償 保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償</p> <p>⑤被害者対応費用補償 対人事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償</p> <p>⑥初期対応費用補償 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など）を補償</p> <p>（注1）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>
【生産物賠償】	<p>①損害賠償金 ・身体賠償…治療費、休業損失、慰謝料 ・財物賠償…修理費、再調達費など（注1）</p> <p>②被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用</p> <p>③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（あいおいニッセイ同和損保の事前承認が必要です）</p> <p>④人格権侵害補償 保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償</p> <p>⑤被害者対応費用補償 対人事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償</p> <p>⑥初期対応費用補償 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用、通信費など）を補償</p> <p>（注1）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>
【受託者賠償】	<p>①損害賠償金 受託品の修理費（注2） 再調達費（注2） など</p> <p>②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬（あいおいニッセイ同和損保の事前承認が必要です）</p> <p>（注2）修理費および再調達に要する費用については、その受託物の時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）を超えない範囲でお支払いします。</p>

5. お支払いできない主な事故

	お支払いが出来ない主な事故
【共通】	<p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害に限ります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似する自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償</p> <p style="text-align: right;">など</p>
【施設所有（管理）者賠償】	<p>①施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、昇降機もしくは自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任</p> <p>③給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏洩または汜らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④屋根、樋（とい）、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任</p> <p>⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲料物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧次のアからウに掲げる被保険者がその被保険者の受託物を損壊したことに起因する賠償責任 ア、記名被保険者の役員または使用人 イ、記名被保険者の下請負人 ウ、記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p> <p style="text-align: right;">など</p>
【生産物賠償】	<p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体（生産物または仕事の目的物のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任（その生産物もしくは仕事の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
【受託者賠償】	<p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または搾取に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは搾取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。</p> <p>③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き賞、稿本（本などの原稿）、設計書、ひな型、その他それらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任</p> <p>④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>⑤屋根、樋（とい）、扉、戸、窓もしくは通風等から入る雨または雪などによる受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

6. 保険期間（ご契約期間）

2019年4月1日午後4時～2020年4月1日午後4時

* 中途加入の場合は、毎月1日午後4時～2020年4月1日午後4時まで

7. 保険金額

補償内容		保険金額	加入プラン		
			A型	B型	C型
施設所有者賠償 (自己負担額：10万円)	身体財物 共通	1名につき	5000万円	1億円	3億円
		1事故につき	5000万円	1億円	3億円
生産物賠償 (自己負担額：10万円)	身体財物 共通	1名につき	5000万円	1億円	3億円
		1事故・ 保険期間中	5000万円	1億円	3億円
受託者賠償 (自己負担額：5,000円)	財物損壊	1事故・ 保険期間中	50万円	50万円	50万円
人格権 (施設・生産物)	1名		100万円		
	1事故		1,000万円		
被害者対応費用 (施設・生産物)	1名（うち見舞品購入費用）		50万円（10万円）		
	1事故		1,000万円		
初期対応費用 (施設・生産物)	1事故・保険期間中		1,000万円		
訴訟対応費用 (施設・生産物)	1事故・保険期間中		1,000万円		

8. 年間保険料

加入プラン	A型	B型	C型
保険期間 (2019年4月1日午後4時から1年間)	9,860円	12,030円	16,550円

9. ご加入手続き

《加入依頼書・保険料お振込の締切》

新規、更改の場合：ドゥーラ協会指定の締切日

中途加入の場合：補償開始日の前月15日※

(※土日祝日の場合は前営業日)

《申込方法》

- (1) 一般社団法人ドゥーラ協会あて、郵送にて「加入依頼書」を締切日(必着)までご提出ください。
- (2) 加入期間分の合計保険料を下記振込先までお振込みください。

加入依頼書送付先	保険料振込先
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエア1123 一般社団法人ドゥーラ協会 事務局 宛	三菱UFJ銀行 江戸川橋支店(060) 普通 0063778 一般社団法人ドゥーラ協会

10. 中途加入保険料

ご加入期間	申込締切日	A型	B型	C型
2019年5月1日から2020年4月1日 (11か月)	2019年4月15日	9,040円	11,020円	15,170円
2019年6月1日から2020年4月1日 (10か月)	2019年5月15日	8,220円	10,020円	13,790円
2019年7月1日から2020年4月1日 (9か月)	2019年6月14日	7,410円	9,030円	12,420円
2019年8月1日から2020年4月1日 (8か月)	2019年7月12日	6,590円	8,030円	11,030円
2019年9月1日から2020年4月1日 (7か月)	2019年8月15日	5,760円	7,020円	9,650円
2019年10月1日から2020年4月1日 (6か月)	2019年9月13日	4,940円	6,020円	8,280円
2019年11月1日から2020年4月1日 (5か月)	2019年10月15日	4,110円	5,010円	6,900円
2019年12月1日から2020年4月1日 (4か月)	2019年11月15日	3,290円	4,000円	5,520円
2020年1月1日から2020年4月1日 (3か月)	2019年12月13日	2,470円	3,020円	4,150円
2020年2月1日から2020年4月1日 (2か月)	2020年1月15日	1,650円	2,010円	2,760円
2020年3月1日から2020年4月1日 (1か月)	2020年2月14日	830円	1,010円	1,380円

11. 事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

12. 事故時連絡窓口

※事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店か下記までご連絡ください。

【あんしん24受付センター】
0120-985-024 (無料)

※受付時間 (24時間 365日)
※IP電話からは0276-90-8852 (有料)
におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

13. ご注意

・この保険は一般社団法人ドゥーラ協会を保険契約者とし、協会会員で産後ドゥーラの認定を受けている方を加入者とする施設所有（管理）者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の団体契約です。

・この保険の普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者(一般社団法人ドゥーラ協会)に交付されます。

・本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

・本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

・他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

・補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

・補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。*

*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

・育児家事支援業務賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款および各種特約等により構成されています。特約等の詳細につきましては、取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険㈱までご照会ください。

・加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

・この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

・この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、あいおいニッセイ同和損害保険㈱は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

・保険料算出の基礎となる売上高等に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

・加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険㈱までお問い合わせください。

・この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

・保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

・実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

【保険会社破綻時の取扱い】

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等の80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

・ご契約を解約される場合には、取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険㈱までお申し出ください。解約の条件によっては、あいおいニッセイ同和損害保険㈱の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきますことがあります。詳しくは取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損害保険㈱までお問い合わせください。

・この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

・このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報の説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

14. お問い合わせ先

【保険契約者】

一般社団法人 ドゥーラ協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21

ちよだプラットフォームスクエア1123

TEL: 03-3386-6355 【受付時間】10:00~17:00

【取扱代理店】

株式会社 保険あっとなびプラネット

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里6-52-4

TEL: 03-3891-2738 【受付時間】9:00~18:00

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社

東京北支店 池袋第二支社

〒170-8410 東京都豊島区東池袋1-34-2

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>